「2025年日本国際博覧会 EXPOアリーナ 避雷設備設置等業務」

仕様書

１．業務の概要

1. **業務の名称**

2025年日本国際博覧会 EXPO アリーナ 避雷設備設置等業務

1. **業務の目的**

本業務は、2025年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)の開催に向け、屋外イベント施設であるEXPOアリーナの落雷対策のために避雷設備の設置・撤去を行うものである。

1. **契約期間**

契約締結日から令和７年１０月３１日まで

**（４）業務内容**

避雷設備の設置業務（避雷設備設置の施工・撤去の実施）

後述１（５）項の工区ゼネコンからの引き渡し時期を踏まえつつ、本項における業務の内、

設置業務は2025年3月末日までに完了のこと。撤去については、万博終了後速やかに実施すること。

　　　　-1 避雷設備の設置、撤去

受託者は、避雷設備を４基、指定の場所（別紙参照）へ設置、撤去を行うこと。撤去の際は原状復帰の

うえ、撤去が必要である。EXPOアリーナのステージ棟とFOH側の基地局にそれぞれ２基ずつ設置とな

る。対象区域（搬入通路および作業場所）では、適切な養生を行うこと。搬入通路は、トラム外周道路か

ら作業場所までの範囲を指す。作業の際には舗装面への損傷防止に努めること。設置後および撤去後は、

損傷が生じた場合の修繕および現状復旧を受託者負担で行うこと。

その他、施工ルールについては協会の指示に従うこと。

　　・避雷設備設置及び撤去

・避雷設備の設置・施工後の動作確認　等

　　　　-2 避雷設備の仕様と手配

・避雷設備は、抑制型避雷針を使用し、自社で手配（レンタル）すること、

その費用は本業務に含むものとする。

・避雷設備は、以下ア）～エ）を全て満たす製品とすること。

1. 抑制型避雷針（雷が落ちないように一定エリアを保護する仕組み）
2. 第三者認証機関より雷保護に係るJIS規格またはIEC規格の適合を受けている
3. 万が一中和のはたらきが正常に動作しない場合は、従来避雷針と同様に雷を誘導し電流を地面に

流す働きをする

1. 本体内の過圧を排出する圧抜き機能を備えている

（参考製品）PDCE避雷システム（避雷ドーム）、dinnteco製品

　　　　　　・設置箇所、方法、保護範囲については別紙の要件を満たすこと。

・詳細設計及び設置などの各業務の内容に応じて関連する関係法令、条例、要綱などを遵守すること。

・必要な避雷設備を設置する躯体を確認し、計画の上、業務を実施すること

・関連する各種基準、指針、ガイドラインを適宜適用すること。

**（５）施設概要**

　　施設規模　敷地面積：23,164㎡ (建築面積3,534 ㎡)

　　収容人数　最大　約16,000人（法面上を含む）

　　補足　・工区ゼネコンからの引き渡しは2025年２月末予定

管轄施設：Cグループ

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ | EXPO ホール「シャインハット」、EXPO ナショナルデーホール「レイガーデン」、ポップアップステージ4ヵ所（北、東内、西、東外） |
| Ｂ | ポップアップステージ南、ギャラリーEAST、ギャラリーWEST |
| Ｃ | **EXPO アリーナ「Matsuri」** |
| Ｄ | EXPO メッセ「WASSE」 |
| E | フェスティバル・ステーション |

**（６）施設の位置**

ダイアグラム

自動的に生成された説明

1. 機密保護・個人情報保護
2. 個人情報の取り扱いにおいては、個人情報の保護の重要性を充分認識し、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
3. 本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。受注者は、そのために必要な措置を講ずるものとする。なお、契約期間終了又は解除後も同様とする。
4. 当業務の遂行の過程で得られた記録等を含む資料及びデータを博覧会協会の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は、譲渡してはならない。
5. 本業務の遂行のために博覧会協会が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的に使用しないこと。これらの資料及びデータ等は、当業務終了までに適切に処分し、情報を適切に処分したことが分かる物を提出すること。
6. 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を充分認識し、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

３　再委託

1. 本業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を明記した書 面を提出し、協会の承認を受けること。
2. 再委託する範囲は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において速やかに解決すること。

４　その他

1. 受注者は、当業務の履行中において協会又は第三者に害を及ぼした場合、協会又は第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。
2. この仕様の内容に疑義が生じた場合、また業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ協会と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、協会と受注者が協議の上定める。
3. 当業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持を徹底するとともに、電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティ対策を講じること。
4. 当業務において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
5. 来場者が視認しうる資機材に表示された社名やロゴマーク・ブランド名等は、遮蔽のうえ設置

すること。詳細は博覧会協会と協議のうえ決定とし、その費用は全て受注者において負担すること

以上

別紙

避雷設備の設置箇所と方法

* 1. EXPOアリーナステージ棟　２か所

・ステージ棟左右の既設H鋼に支持管を設置し固定すること

　　　　　　　※高さに加えて安全性を保障できる場合は、固定方法はこの限りではない。

　　　　　・高さは、避雷設備の頂点が16M(地面から)以上に設置すること

　　　　　・アースをとること

「設置イメージ」



* 1. EXPOアリーナ北側外周沿いの基地局　２か所

　　・基地局2棟のコンクリート柱に支持管を設置し固定する事

　　　　※高さに加えて安全性を保障できる場合は、固定方法はこの限りではない。

　　・高さは、避雷設備の頂点が14M（地面から）以上に設置すること

　　・アースをとること

　　　　　「設置イメージ」



1. **保護範囲**

EXPOアリーナの敷地を全て保護範囲とする。

（イメージ図）●設置箇所イメージ

ダイアグラム, 設計図

自動的に生成された説明